愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成23年8月19日(金)午前10時から正午まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
- (1) 豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書について
- (2) 名古屋都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)北名古屋ごみ焼却工場建設 事業に係る環境影響評価方法書について
- (3) その他
- 4 出席者

委員21名、説明のために出席した環境部職員15名、事業者19名

5 傍聴人等 傍聴人4名、報道関係者2名

- 6 会議内容
- (1) 開会
- (2) 議事

ア 豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書について

- ・ 議事録の署名について、岡村会長が岡本委員と田中委員を指名した。
- ・ 資料1、資料2について、事務局から説明があった。
- ・ 資料3について、大東部会長から説明があった。

<質疑応答>

【柳澤委員】準備書を作成するときと比較して事後調査の調査期間は短くなると思うが、準備書を作成したときと同様の手法で調査することが必要だと思う。

- 【長谷川委員】長い期間をかけて議論してきたが、多くの住民にとってこの審査会が最後の砦であり、本事業についてはこの審査会が見届けて行かねばならないと考えている。事後調査を適切に実施することが部会報告に盛り込まれた。事業者である企業庁は土地を造成すれば役割は終了し、森をどのように維持していくかはトヨタ自動車に一任するということになる。アセスとしては今後も事後調査が適切に実施されていくことを確認していく必要がある。また、今後の事業実施区域周辺の開発については、愛知県として、地元市と調整して進めていくことや、この地域の森林保全についてもフォローしていってほしい。
- 【田中委員】事後調査について、調査項目によっては必ずしも同じ時期に実施するべきでないものもあると思われるが、具体の内容は決まっているのか。 また、事後調査において環境影響が明らかになった場合に、県に対策を

指示する権限はあるのか。

【事務局】事業者は事後調査の報告書を条例に基づき県に報告し、県は報告書を本審査会の委員に送付する。事後調査結果の内容により、必要に応じて、本審査会の意見を聴いた上で、知事として必要な措置を講ずることを求めることができる制度となっている。

調査の時期については、具体的には定まっていないが、調査項目ごとに 環境影響が適切に把握できる時期に調査するよう事業者に伝える。

【岡村会長】今後も気づいた点があれば事務局に伝えていただければよい。

【藤井委員】動植物や生態系について、準備書においては重要種や注目種を選定した うえで評価しており、今後はそれらの種をターゲットとして事後調査して いくこととなる。長期的な変化を把握するという意味で、今回調査した種 を継続して調査することは当然だと思う。

> しかし、重要種については絶滅危惧種等をもとに選定しているが、例えばレッドリストが改訂され、リストに新しい種が追加されることもある。 このような場合は調査する種を加えるなど、調査の内容については、常に 最新の知見を把握し、見直しをしながら調査を進めてほしい。

- 【事務局】部会報告では、1全般的事項(2)で「環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。」としており、事業者として適切に対応するよう求めている。また、事業者としては、重要種については事後調査として調査することとしているが、準備書749ページにも記載されているように重要種以外の種も含む動物相及び植物相の調査を工事期間中は5年ごとに実施するとしており、環境影響の程度が著しい場合は専門家の指導及び助言を得ながら必要な措置を講じるとしている。
- 【増田委員】環境監視の計画の中で植物はすべて草本類であり、木本類が入っていないがよいか。長期的な視点から木本類も調査したほうがよいと思われる。
- 【事務局】準備書の747ページに条例に基づく事後調査が記載されているが、重要種の中で環境影響があるとされた種について調査することとしている。それとは別に、準備書の749ページに事業者が任意で実施する環境監視が記載されており、最下段に記載されている植物相の調査ではすべての種を調査するとしている。
- 【大東部会長】今、委員から出た意見も含めて、広範にカバーできるような部会報告 となっていると考えている。
- 【岡村会長】修正を要する意見がないと思われるので、部会報告をそのまま答申としてよいか。

(委員から修正を求める意見なし)

- 【岡村会長】それでは、部会報告をそのまま審査会から知事への答申とする。
 - ・ 資料3の「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書 に関する部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙1のとおり答申 した。

- イ 名古屋都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)北名古屋ごみ焼却工場建 設事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 名古屋都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)北名古屋ごみ焼却工場 建設事業に係る環境影響評価方法書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
 - ・ 資料4、資料5について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【那須委員】「微小粒子状物質を項目に追加すべきである」との住民意見があったが、 方法書の31ページに掲載されている結果は、PM10に関するものか。
- 【事務局】方法書の31ページに掲載されているのは、浮遊粒子状物質の調査結果であり、微小粒子状物質やPM10の調査結果ではない。
- 【那須委員】ディーゼル車を使用することから、微小粒子状物質を項目に追加することを求める住民意見が出たと思うが、これについてはどう考えるのか。
- 【事務局】方法書の183ページに大気質に係る調査計画が記載されているが、微小粒子状物質について現地調査を行う計画となっている。ただし、現状では、微小粒子状物質についての調査手法が決まっているものの、その生成機構が明らかではなく予測手法が確立されていないことから、環境影響評価の項目としては選定されていない。
- 【那須委員】方法書の33ページに光化学オキシダントの調査結果が掲載されており、 環境基準を超過している。こういった環境の状況にあるのに、光化学オキ シダントが環境影響評価の項目として選定されていないのはなぜか。
- 【事務局】光化学オキシダントについて環境基準の達成率が低いのは、全国的な傾向である。また、光化学オキシダントは生成機構が不明な点もあり、予測を行うのは難しい状況にある。こうしたことから、これまでに行われた他事業の環境影響評価においても光化学オキシダントは、環境影響評価の項目として選定されていない。
- 【岡村会長】方法書に記載されている光化学オキシダントの調査結果では、全ての地 点で環境基準を達成していない。こうしたことで良いのか。
- 【事務局】ご指摘のとおり、他県と同様、本県でも光化学オキシダントについては環境基準を達成できていない状況にある。また、夏場には、高濃度の光化学オキシダントが観測されることから、光化学スモッグ予報や注意報を発令し、一般に周知するとともに、関連工場に大気汚染物質の排出抑制について協力を求めるなど対応している状況である。
- 【柳澤委員】動物、植物及び生態系が項目として選定されていないことについて考えてみたい。方法書には、既存資料によれば、鳥類については20種の、魚類については15種に重要種の確認記録があったとしているにも関わらず、現地調査を行わない計画となっている。これは、方法書を作成した方々のストーリーが間違っているのであり、これだけの重要種が確認されたので項目として選定するとするのが、通常の考え方である。

また、方法書の79ページに現存植生図があるが、昭和56年に作成され

た5万分の1の植生図である。30年も前の植生図で現状を把握したというのはどうなのか。既存資料では植生の状況を把握するのが難しいから、現地調査を行って現在の植生の状況を把握するのかと思ったら、植生に係る現地調査を行わない計画である。これらの点について説明を伺いたい。

【事務局】環境省が、現在、全国的に2万5千分の1の現存植生図の作成を進めているが、地域によってはまだ公表されていないものもあるため、既存資料として得られる現存植生図は古い状況にある。

方法書の69ページに重要な動物種をリストアップする際に用いた確認 文献が記載されている。例えば、レッドデータブックあいちによる確認に おいては、事業実施区域を含む4メッシュの範囲で確認記録のある重要種 を整理している。このように、事業実施区域の周囲も含めた範囲での重要 種の確認状況を整理しているものである。したがって、方法書には、事業 実施区域の動物の生息生育状況を示す情報が掲載されているわけではなく、 議論を進める際のポイントになると考えている。

事業者が出席しているので、動物、植物及び生態系を項目として選定しなかった理由を求めることとする。

- 【事業者】事業実施区域は準工業地域であり、一般的には生物の生息生育に適した環境にはないと考えている。また、事業実施区域の東側には水田、南側には河川があるが、事業実施区域との間には幹線道路があり、動物が横断することも考えにくい。こうしたことから、動物、植物及び生態系を項目として選定しないこととした。
- 【事務局】事務局としては、動物、植物及び生態系を項目として選定していない点は本事業の審査のポイントの一つと考えている。

なお、愛知県環境影響評価指針では、動物、植物及び生態系を、一般的に環境影響評価を行う参考項目としているが、「環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合」などには、参考項目を選定しないとしている。

今回、動物、植物及び生態系を選定していないことが、愛知県環境影響 評価指針に照らして妥当かどうかについて審査いただければと考えている。

【森 委 員】排水に温水や汚濁物質が含まれるかという点が、河川に生息生育する生物には重要であるが、この点はどうか。

また、この方法書では、生物は生物、環境は環境ということで別に扱われている。これでは、今後、事業実施後に生物が増えたり減ったりしても、その原因が何かということが全くわからないことにつながってしまう。生物の調査は、生物の生息生育状況と生息生育環境をセットにして行うべきである。

方法書の88ページに生態系の状況とあるが、記載されている内容は、到 底、生態系の実態を示すものとは言い難いものである。そこで確認したい のだが、この方法書は専門家の助言を受けながら作成されたものなのか。

【事務局】方法書の13ページに排水の計画があるが、供用時の排水は下水道へ放流するため河川に排出されないので、温排水は排出されない。なお、工事

中の濁水は処理後に河川に放流する計画である。

事業者に確認したところ、この方法書は、民間の環境コンサルタント会社に委託して作成したが、専門家で構成する委員会等での検討を経たものではないとのことである。

なお、生物の調査に当たっては、生息生育状況とともに生息生育環境の 調査を行うべきとの点は、ご指摘のとおりであると考えている。ただ、方 法書では動物、植物及び生態系の調査を行わない計画である。調査を実施 するかどうかを整理した上で、調査を実施するのであれば、生息生育環境 の調査も併せて行うことが必要になると考えている。

【長谷川委員】COP10に関わった名古屋市民として、名古屋市が事業者でありながら、 こういう方法書しか作成できないことを情けないと感じた。

市街化された地域だから、動物、植物及び生態系を項目として選定しなくていいというが、いまだにそういった認識なのかと感じた。愛知ターゲットを達成しなくてはいけないのではないのか。

動物相、植物相が貧弱なのは、かつて水田だった場所を開発して利用してきたからである。方法書の77ページには、ナゴヤダルマガエルの基準産地であるが、この地域では絶滅状態にあると記載されているのではないか。

名古屋市が関わる公共事業であれば、現在の環境がより良くなるように 十分な配慮をしてほしい。

例えば、水質では富栄養化を項目として選定していないが、その理由として、新川が河川の環境基準を達成しているからということであれば、その環境基準の類型指定が、E類型であることを認識し、類型指定をさらに引き上げられるように河川水質を改善していこうという意識を持っていただきたい。

この事業は、名古屋市と愛知県が協力して進めていくということなので、 生物の保全を通じて、他の見本となるようなより良い街づくりがなされる よう、取り組んでいただきたい。

- 【岡村会長】工業用地における緑地の回復は、地域住民の理解も得られ進めやすい面 もあるので、緑地の回復についても考える必要がある。
- 【事務局】水質の項目として富栄養化を選定していないことについては、供用時には新川に排水を放流するのではなく、下水道に放流する計画としている。 公共用水域への放流が行われない計画であれば、富栄養化を項目として選 定する必要はないと考えている。

ただ、動物、植物及び生態系を選定しない点については、本審査会で議論いただきたいと考えている。

【成瀬委員】本事業の審査を一から考えるより、先日、審査を終えた半田クリーンセンターに関する議論も参考にしていただくと良いのではないか。

半田クリーンセンターの特徴は、廃止された一般廃棄物の最終処分場の 跡地で行われるという点にあった。今回の事業は、最終処分場の跡地では 行われないが、既存施設の解体が行われるという特徴がある。解体という 特殊な工事による影響を的確に把握できるような調査等が必要になると思 うので、部会ではそういった辺りをポイントに議論を進められればよいと 思う。

もう一点質問だが、この事業については名古屋市でも環境影響評価の審 査が行われるのか。

【事務局】環境影響評価の項目選定等は、事業特性や地域特性を考慮して行うべきものである。本事業の特徴である解体工事を考慮した項目選定をすべきというのはご指摘のとおりであり、解体工事の影響をどう考えるかというのも審査のポイントになると思う。

本事業は愛知県環境影響評価条例に基づき手続が進められている。条例の規定により、事業の影響が及ぶおそれのある市町村に意見照会をすることとされており、名古屋市へも意見照会をしている。名古屋市では、市長意見の内容を検討するため、市の環境影響評価審査会で審議を行っている。

- 【成瀬委員】名古屋市と愛知県の環境影響評価審査会の意見に齟齬があったらどうな るのか。
- 【事務局】条例の手続について、もう少し詳しく説明すると、県が知事意見を形成する参考にするために、事業の影響が及ぶおそれのある市町村長の意見を照会することになっている。本事業の場合は、名古屋市、北名古屋市、清須市及び豊山町の3市1町に意見照会をしている。

名古屋市が市の環境影響評価審査会で審議しているのは、県の照会に応じ 名古屋市長意見を取りまとめるためである。

名古屋市を含む3市1町の意見は、県の審査会に資料としてお示しし、3市1町の意見も踏まえて県審査会の答申を取りまとめていただければと考えている。

- 【吉久委員】環境影響評価の項目について、「掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去」に関する騒音が選定されていない。建設工事に比べて解体工事では騒音の影響が大きいと考えられるがどうか。また、解体工事で出る廃棄物等は一度に発生するので、運搬車両の走行による騒音への影響も見込まれる。
- 【事務局】解体工事に伴う騒音や振動については、「建設機械の稼働等」で、また、 解体工事で排出される廃棄物等の運搬車両の走行による騒音や振動につい ては、「資材等の搬入及び搬出」で予測されるものと考えている。
- 【岡村会長】住民意見にもあるが、処理能力 660 トン/日の設定が妥当かどうかとい う点、処理能力の設定の考え方を説明されたい。
- 【事務局】方法書の3ページをご覧いただくと、名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成18年度の年間70万トンから16万トン削減して、平成32年度におけるごみ処理量を市外分も含め年間56万トンにすることを目標としている。

名古屋市におけるごみ処理は、1工場ではなく複数の工場で分担して行うこととしており、平成32年度には、本事業で整備する北名古屋工場に加え、富田工場、猪子石工場、五条川工場及び鳴海工場で処理する計画である。

しかしながら、年間のごみ発生量と、各工場の1日当たりの処理能力との 関係がわかりにくいので、次回の部会で資料により説明させていただきたい。

- 【岡村会長】猪子石工場は、敷地も広く環境も良いところにあるが、処理能力は 600 トン/日である。それに対し、本事業は 660 トン/日である。処理能力についても議論していきたい。
- 【森 委 員】先ほどの私の意見について、事務局は生物に関する現地調査の実施を求めているように受け止めたようだが、そうではなく、現地調査を実施しないとするならば、その根拠を示してほしいという趣旨である。方法書の生態系などの内容を読む限りでは、動物、植物及び生態系を項目として選定しない理由としては十分でなく納得できるものではない。

環境と生物との関係については、例えば下水道へ放流するからこの種については調査対象として選定しなくて良いとか、つまり、事業実施区域の環境の現況を説明し、生物の生息生育状況には影響を与えず、調査対象としないことに対しての根拠ある説明をきめ細かくしていただきたいということである。

・ 名古屋都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)北名古屋ごみ焼却工場 建設事業に係る環境影響評価方法書について審査させるため、岡村会長の指 名により、別紙3のとおり北名古屋ごみ焼却工場部会を設置した。

ウその他

特になし。

(3) 閉会



平成23年8月19日

愛知県知事 大村秀章殿

愛知県環境影響評価審査会 会 長 岡 村 穣

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書に ついて(答申)

平成23年5月13日付け23環活第71-3号の諮問については、別添のとおりお答えします。

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書に対する答申

はじめに

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載するとともに、事業の実施に当たっては、研究開発施設の立地予定者と十分な連絡調整を図り、環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1)事業の実施に当たっては、準備書に記載されている事業計画策定時における環境配慮事項を確実に実施することはもとより、工事期間が長期にわたることから、環境保全対策に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて 適切な措置を講じること。
- (3) 対象事業実施区域内に広く残す森林・谷津田(里山)の保全・維持管理については、地域の生態系ネットワークにも貢献が期待できることから、適切かつ持続的に実施すること。また、計画している環境学習施設における活動が地域の環境保全活動につながるよう努めること。
- (4)造成法面、施設周辺及び施設の屋上等について、できる限り地域の植生等に配慮した緑化に努め、適切な管理に努めること。

2 大気質、騒音、振動

- (1)施設関係車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、通勤バスやシャトルバスの運行、パーク・アンド・ライド方式の採用等による関係車両の走行台数の抑制及び従業員の時差出勤等による関係車両の走行の分散化を徹底すること。
- (2) 工事の実施に当たっては、環境負荷をより一層低減するため、できる限り低公 害型の車両や建設機械を採用するとともに、作業内容等を工夫して、周辺環境に 十分配慮すること。

- (3) 用地造成工事により、広く裸地が出現することから、粉じんによる周辺環境に与える影響の低減対策を徹底すること。
- (4) 微小粒子状物質については、対象事業実施区域周辺において実施した現地調査 の結果を記載するとともに、今後も知見の収集等に努めること。
- (5) 道路交通騒音について、工事関係車両及び施設関係車両の増加による影響があるとしていることから、必要に応じて、沿道の学校、住宅等に配慮して調査地点を追加するなど適切な環境監視を実施すること。
- (6)建設機械の稼動及び発破作業に伴う騒音及び振動について、対象事業実施区域 近傍に学校、住宅等が立地していることから、必要に応じて、調査地点を追加す るなど適切な環境監視を実施すること。
- (7) テストコースの一部では、早朝から夜間までテスト走行するとしているが、対象事業実施区域周辺は静穏な地域であることから、住民等への影響のさらなる低減に努めること。

3 水質

- (1) 用地造成工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のため、仮設沈砂池及び調整池の維持管理を適切に行うこと。また、雨水流出に伴う流出土砂や濁りの影響を把握するため、周辺河川の適切な地点において環境監視を実施すること。
- (2)排水処理施設の排水の放流先は、比較的流量が少ない小規模な河川であるため、 供用時においても、専門家の指導や助言を得ながら、環境監視を実施すること。

4 地下水の状況及び地下水質

地下水の状況(地下水位)について、統合型水循環シミュレーションモデルを 用いて予測しているが、予測条件等をよりわかりやすく記載すること。また、湿 地における地下水位について、影響の回避・低減の観点から検討してきた内容を 記載すること。

5 動物、植物、生態系

(1)動物及び植物への影響予測について、予測対象種の生息及び生育の状況を踏まえ、予測結果に至った理由等をよりわかりやすく記載すること。

- (2) 生態系について、類型区分の概況、地域を特徴づける生態系の特性、注目種・ 群集を抽出した理由等をよりわかりやすく記載すること。
- (3) ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバについては、工事中の影響を低減するため、専門家の指導や助言を得ながら、工事計画等を十分検討するとともに、環境保全措置を確実に実施すること。
- (4) アニマルパスの設置及びビオトープの創出に当たっては、専門家の指導や助言 を得ながら、適切に行うこと。
- (5) 外周フェンスの設置に当たっては、小動物の移動経路の確保について配慮すること。
- (6) 調整池の管理、表土の活用等に当たっては、外来生物による地域の生態系への 影響の防止に配慮すること。
- (7) 工事関係車両及び施設関係車両による哺乳類との衝突事故を未然に防止するため、関係者への啓発に努めること。
- (8) 環境保全措置並びに事後調査及び環境監視の実施に当たっては、必要に応じて 専門家の指導や助言を得ながら、適切に行うこと。特に、事後調査として実施す る生息環境調査及び生育環境調査では、対象種毎に適切な項目を選定すること。

6 景観

防音壁やフェンスの設置に当たっては、構造、色彩等に配慮することにより、 周辺景観との調和に努めること。

7 廃棄物等

工事中及び供用時に発生する廃棄物については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。特に、工事による伐採樹木が大量に発生することから、外周フェンス及びチップ材以外の利用方法についても検討し、できる限り場内で再利用するよう努めること。

8 温室効果ガス等

施設供用時における温室効果ガス等の排出をより一層低減するため、再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、施設の省エネルギー化に努めること。

9 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい 内容となるよう努めること。
- (2) 評価書については、電子縦覧を行うなど、広く周知に努めること。
- (3) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、環境に関する要望等に対して、適切に対応するよう努めること。

検 討 の 経 緯

| 年 月 日 | 会議 | 備 考 |
|------------|-----|---|
| 平成23年5月13日 | 審查会 | 知事からの諮問 準備書の内容の検討 住民意見の概要の検討 部会の設置及び付託 |
| 平成23年6月14日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 住民意見の概要の検討 |
| 平成23年7月15日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 |
| 平成23年8月 5日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 関係市長意見の検討 部会報告の検討 |
| 平成23年8月19日 | 審査会 | 準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係市長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申 |

愛知県環境影響評価審査会委員

井上 隆信 豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授

◎ 岡村 穣 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授

岡本 真理子 東海学院大学健康福祉学部教授

酒巻 史郎 名城大学理工学部教授

○ 大東 憲二 大同大学工学部教授

武田 美恵 愛知工業大学工学部講師

田中稲子横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授

谷村 篤 三重大学大学院生物資源学研究科教授

谷脇 弘茂 藤田保健衛生大学医学部講師

東海林 孝幸 豊橋技術科学大学環境・生命工学系助教

富田 寿代 鈴鹿国際大学国際人間科学部教授

中川 弥智子 名古屋大学大学院生命農学研究科准教授

那須 民江 名古屋大学大学院医学系研究科教授 夏原 由博 名古屋大学大学院環境学研究科教授

成瀬 一郎 名古屋大学大学院工学研究科教授

二宮 善彦 中部大学工学部教授

朴 恵淑 三重大学人文学部教授

長谷川 明子 財団法人日本生態系協会評議員

葉山 嘉一 日本大学生物資源科学部准教授

廣畠 康裕 豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授

藤井 伸二 人間環境大学人間環境学部准教授

增田 理子 名古屋工業大学大学院工学研究科准教授

松尾 直規 中部大学工学部教授

光田 恵 大同大学情報学部教授

森 誠一 岐阜経済大学経済学部教授

柳澤紀夫財団法人日本鳥類保護連盟理事

山澤 弘実 名古屋大学大学院工学研究科教授

山田 佳廣 三重大学大学院生物資源学研究科教授

吉久 光一 名城大学理工学部教授

吉村 いづみ 名古屋文化短期大学教授

◎:会長 ○:会長代理

(敬称略、五十音順)



23環活第128-3号 平成23年8月19日

愛知県環境影響評価審査会 会長 岡 村 穣 様

愛知県知事 大 村 秀



名古屋都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)北名古屋ごみ焼却工 場建設事業に係る環境影響評価方法書について(諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号)第 10条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めます。

担 当 環境部環境活動推進課環境影響評価グループ電 話 052-954-6211 (ダイヤルイン)

愛知県環境影響評価審査会 北名古屋ごみ焼却工場部会委員

| 委員名 | 所 属 等 |
|--------|--------------------|
| 岡本 真理子 | 東海学院大学健康福祉学部教授 |
| 武田 美恵 | 愛知工業大学工学部講師 |
| 谷脇 弘茂 | 藤田保健衛生大学医学部講師 |
| 東海林 孝幸 | 豊橋技術科学大学環境・生命工学系助教 |
| 富田 寿代 | 鈴鹿国際大学国際人間科学部教授 |
| 夏原 由博 | 名古屋大学大学院環境学研究科教授 |
| 成瀬 一郎 | 名古屋大学大学院工学研究科教授 |
| 廣畠 康裕 | 豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授 |
| 光田恵 | 大同大学情報学部教授 |
| 柳澤 紀夫 | 財団法人日本鳥類保護連盟理事 |
| 山澤 弘実 | 名古屋大学大学院工学研究科教授 |
| 吉久 光一 | 名城大学理工学部教授 |

(敬称略、五十音順)